市第62号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月4日提出

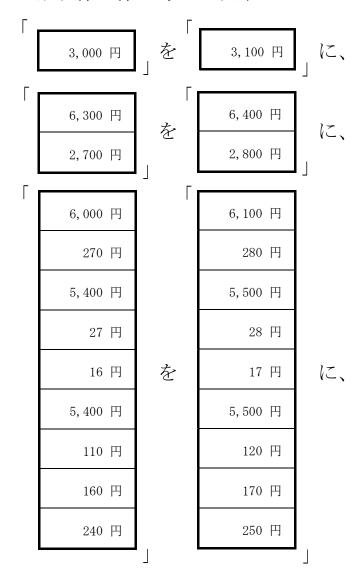
横浜市長 林 文 子

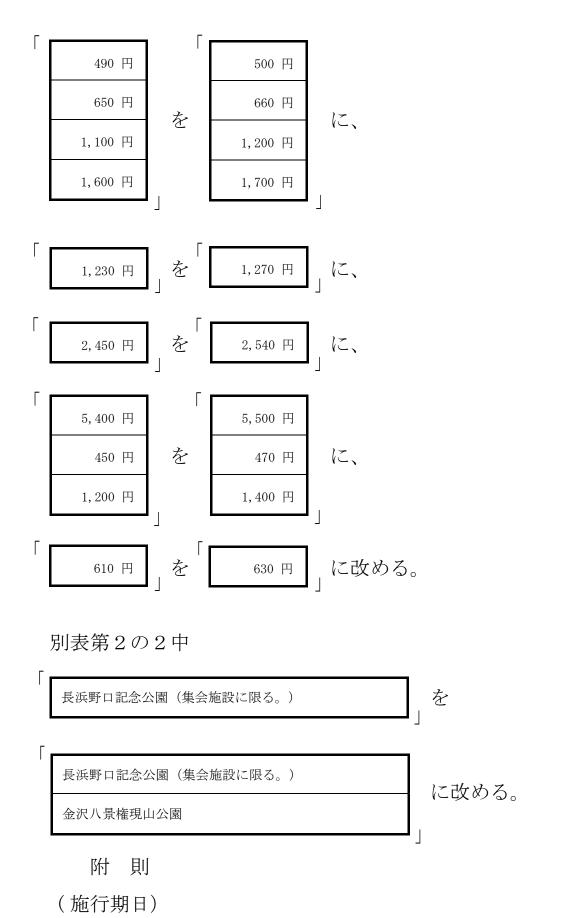
横浜市条例 (番号)

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例(昭和33年3月横浜市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1号イの表中





1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の

規定は公布の日から、別表第2の2の改正規定は規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく金沢八景権現山公園を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例別表第2第1号イの規定による使用料を納付している者の使用料については、当該納付した使用料に係る使用の期間に限り、新条例別表第2第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

公園の占用に係る使用料を改定するとともに、金沢八景権現山公園について指定管理者に管理を行わせるため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市公園条例 (抜粋)

(上段 改正案 下段 現 行)

別表第2 (第16条第1項)

(1) 使用料の基本額

(ア省略)

イ 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園 を占用する者の納付すべき使用料

種	別	単位	金額
電柱その他これに類するもの(支線、支柱及び支線柱を含む。)	第 一 種 電 柱		<u>3, 100 円</u> 3, 000 円
	(省略)		(省 略)
	第 三 種 電 柱		<u>6,400 円</u> 6,300 円
	第一種電話柱	1本1年につき	<u>2,800 円</u> 2,700 円
	(省略)		(省 略)
	第三種電話柱		<u>6, 100 円</u> 6, 000 円
	その他の柱類		<u>280 円</u> 270 円
鉄塔		1平方メートル1 年につき	<u>5,500 円</u> 5,400 円
電線	共架電線その他上空に 設ける線類	1メートル1年に	<u>28 円</u> 27 円
	地下電線その他地下に 設ける線類	つき	<u>17 円</u> 16 円

_		1	
変圧塔		1基1年につき	<u>5,500 円</u> 5,400 円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が 0.07 メートル未満 のもの		<u>120 円</u> 110 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		<u>170 円</u> 160 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		<u>250 円</u> 240 円
	(省 略)		(省 略)
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	1メートル1年に つき	<u>500 円</u> 490 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		<u>660 円</u> 650 円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		<u>1, 200 円</u> 1, 100 円
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		<u>1,700 円</u> 1,600 円
	(省略)		(省 略)
道路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火水槽等で地 下に設けられるもの		1平方メートル1 年につき	<u>1,270 円</u> 1,230 円
(省		略)	
橋、道路、鉄道及び軌道で高架のもの		1平方メートル1 年につき	<u>2,540 円</u> 2,450 円
(省		略)	
公衆電話所		1基1年につき	<u>5,500 円</u> 5,400 円
天体、気象又は土地観測施設及び非常災害者収容 施設		1平方メートル1 年につき	<u>470 円</u> 450 円
工事用施設及び工事用材料置場		1平方メートル1 箇月につき	<u>1,400 円</u> 1,200 円

市第 62 号

	(省	略)	
その他の占用		1平方メートル1 箇月につき	<u>630 円</u> 610 円

(備考、ウ、エ、第2号及び第3号省略)

別表第2の2 (第16条第1項、第28条の2第1項及び第5項)

名	称	位	置
(省	略)	
長浜野口記念公園(集会施設に	こ限る。)		
金沢八景権現山公園		横浜市金沢区	
(省	略)		
((省	略)	